

利益相反管理方針

熊本県医師信用組合（以下、当組合といいます）は、当組合とお客さまの間、および、当組合とお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および利益相反管理方針に則り、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理を実施し、適正に業務を遂行します。

1. 利益相反管理の対象となる取引

当組合では、お客さまとの取引が利益相反に該当するか否かについて、お客さまからいただいた情報に基づき、個別具体的な事情に応じ、適切な特定を行います。

なお、利益相反のおそれのある取引とは、以下の取引が該当する可能性があります。

- （１）お客さまの不利益のもと、当組合が利益を得る、または、当組合が損失を回避する可能性がある取引
- （２）お客さまの利益に優先して、他のお客さまの利益を重視するおそれがある取引
- （３）お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客さまの利益を図る取引

2. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理責任者を任命し、当組合における利益相反のおそれのある取引の特定を行い、常務理事会において以下の管理方法を適宜選択し、また、組み合わせることにより利益相反に対する管理を実施いたします。

- （１）担当者間の情報共有の制限
- （２）取引条件や取引方法の変更
- （３）取引の中止
- （４）お客さまへの利益相反の事実の開示

以 上

本件に関するお問い合わせ先
熊本県医師信用組合
電 話：０９６－３５４－３０００
E-mail：kumamoto-kdccc@angel.ocn.ne.jp